

障がいのある方の就 労などについての巡 回相談を実施します

道南しようがい者就業・生
活支援センター「すてっぷ」で
は、障がいをお持ちの方が自
立を図るために必要なサポー
トを行っています。

※仕事のあっせんはしていま
せん。

【日時】 2月4日(金)

午後1時30分～3時30分

【場所】

シルバープラザ第1会議室

【対象者】

- ・障がいをお持ちの方(手帳
をお持ちでない方を含む)
- ・障がいをお持ちの方を雇用
している、または、雇用予
定のある企業
- ・就労支援事業所、学校関係
者など

【申込期限】 2月3日(木)

午後5時15分

※一組当たりの面談時間は1
時間程度を要するため、二
組までとなります(予約制)。

【問い合わせ先】

保健福祉課障がい者福祉係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

令和4年度からの 延滞金徴収について

令和4年度(令和4年4月末納期限分から適用)より、町に納付すべき徴収金(※)を納期限までに納付されない場合には、督促手数料のほか、納期限の翌日から納付日までの延滞日数に応じて計算した延滞金を徴収します。延滞金のみの滞納も財産差し押さえの対象となりますので、ご注意ください。納期限内納付へのご理解とご協力をお願いします。

(※)対象となる徴収金は、町道民税(普通徴収・特別徴収)、法人町民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料となります。

【延滞金の計算方法】

延滞金=(滞納税(料)額×延滞日数×延滞金の割合(率))÷365日

- ①計算の基礎となる滞納税(料)額が2,000円未満の場合は、延滞金は計算されません。
- ②計算の基礎となる滞納税(料)額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ③計算した延滞金額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ④計算した延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【延滞金の割合】

延滞金の割合(率)は、法律等により定められた割合であり、原則毎年変動します。

なお、令和4年中における延滞金の割合(率)は、次のとおりです。

- ①納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間……………年2.4%
- ②納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降……………年8.7%

【延滞金の計算例】

税額50,900円(令和4年6月30日納期限)を令和4年11月30日に納付した場合、納期限の翌日が令和4年7月1日のため、計算は次のようになります。

- ①税額50,900円から1,000円未満の端数を切り捨て=50,000円
- ②令和4年7月1日～令和4年7月31日(50,000円×31日×2.4%)÷365日=101円…………(1)
- ③令和4年8月1日～令和4年11月30日(50,000円×122日×8.7%)÷365日=1,453円…………(2)
- ④(1)101円+(2)1,453円=1,554円
- ⑤1,554円から100円未満の端数を切り捨て=確定延滞金1,500円となります。

問い合わせ先

・財務課納税係
・熊石総合支所地域振興課

☎0137-62-2114
☎01398-2-3111